3 ［略］
4 ［略］
5 前項の調書については、第四十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四十三条第二項の規定を準用する。
6 第百三十三条及び第百三十三条の三から第百三十五条までの規定は、法第五百十五条第三項の許可状について準用する。この場合において、第百三十三条第一項第二号中「鑑定人」とあるのは「法第五百十四条の規定による鑑定の嘱託を受けた者及び請求者」と、第百三十四条第三項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

（申立て等の方式）

第二百九十六条 申立て等は、書面又は口頭でこれをすることができる。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。
2 口頭による申立て等は、裁判所書記官の面前（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合を含む。）でこれをしなければならない。
3 前項の場合には、裁判所書記官は、申立て等の内容を記載し、又は記録した調書を作らなければならない。
4 裁判所書記官は、前項の調書を書面をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、同項の調書を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（刑事収容施設に収容中又は留置中の被告人又は被疑者の申立て等）

第二百九十七条 刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、刑事収容施設に収容され、又は留置されている被告人又は被疑者が申立て等をしようとするときは、努めてその便宜を図り、ことに、被告人又は被疑者が自ら申述書（電磁的記録を含む。）を作ることができないときは、これを被告人又は被疑者に代わつて作成し、又は所属の職員にこれを被告人又は被疑者に代わつて作成させなければならない。

（書類等の提供、受理等）

第二百九十八条 書類及び電磁的記録の提供及び受理は、裁判所書記官がこれを取り扱う。

［2・3 略］

（裁判官に対する取調べ等の請求）

第二百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員の裁判官に対する取調べ、処分又は令状の請求は、当該事件の管轄にかかわらず、これらの者の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、最寄りの下級裁判所の裁判官にこれをすることができる。
2 前項の請求は、少年事件については、同項本文に規定する裁判官のほか、同項に規定する者の所属の官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官にもこれをすることができる。
3 第一項の令状の請求を第六十五条の二第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりするときは、第一項本文に規定する裁判官のほか、別に最高裁判所が定める裁判所の裁判官にもこれをすることができる。

（書類、証拠物の閲覧等）

第三百一条 ［略］
2 裁判長又は裁判官は、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧又は謄写について、書類の破棄、電磁的記録の消去その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、裁判所書記官その他の裁判所職員をこれに立ち会わせ、又はその他の適当な措置を講じなければならない。

2 ［同上］
3 ［同上］
4 前項の調書については、第四十一条第二項（第一号に限る。）及び第四十三条第二項の規定を準用する。

［新設］

（申立その他の申述の方式）

第二百九十六条 裁判所又は裁判官に対する申立その他の申述は、書面又は口頭でこれをすることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。
2 口頭による申述は、裁判所書記官の面前でこれをしなければならない。
3 前項の場合には、裁判所書記官は、調書を作らなければならない。

［新設］

（刑事収容施設に収容中又は留置中の被告人又は被疑者の申述）

第二百九十七条 刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、刑事収容施設に収容され、又は留置されている被告人又は被疑者が裁判所又は裁判官に対して申立てその他の申述をしようとするときは、努めてその便宜を図り、ことに、被告人又は被疑者が自ら申述書を作ることができないときは、これを代書し、又は所属の職員にこれを代書させなければならない。

（書類の発送、受理等）

第二百九十八条 書類の発送及び受理は、裁判所書記官がこれを取り扱う。

［2・3 同上］

（裁判官に対する取調等の請求）

第二百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員の裁判官に対する取調、処分又は令状の請求は、当該事件の管轄にかかわらず、これらの者の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、最寄の下級裁判所の裁判官にこれをすることができる。
2 前項の請求は、少年事件については、同項本文の規定にかかわらず、同項に規定する者の所属の官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官にもこれをすることができる。

［新設］

（書類、証拠物の閲覧等）

第三百一条 ［同上］
2 裁判長又は裁判官は、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧又は謄写について、書類の破棄その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、裁判所書記官その他の裁判所職員をこれに立ち会わせ、又はその他の適当な措置を講じなければならない。